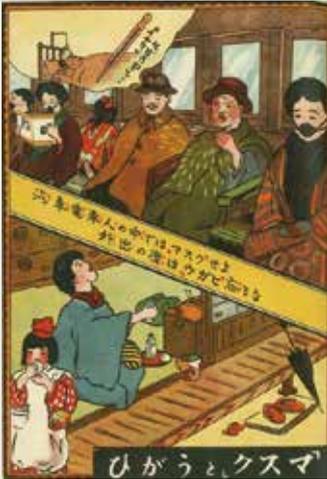


スペイン風邪の流行

今年(2020年)は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、あらためて感染症の怖さを感じる一年となりました。

これまでの人類の歩みは、感染症との闘いの歴史でもあります。大正7(1918)年から世界的に流行したのが「スペイン風邪」と呼ばれたインフルエンザです。感染者は、世界人口の25〜30%と推計され、伊賀地域も流行の例外ではありませんでした。

東柘植村役場の『大正七年事務報告書』には「流行性感冒」と表現されたスペイン風邪の報告が見られます。同書によると、10月初旬に散发的な病兆が認められ、11月には村中に蔓延する状況となったようです。ようやく12月下旬になって終息に近づき、結果として村民の25%が医師の治療または自宅療養を余儀なくされたとあります。



▲感染予防のポスター
国立保健医療科学院図書館所蔵
内務省衛生局著、流行性感冒、
1922.3.

文化財課歴史資料係
☎ 52・4380
FAX 52・4381

本を徹底し、予防に努めることが重要です。
* 猖獗：悪い物事がはびこり、勢いを増すこと。

この東柘植村での流行の実態を示す数値が報告書に残されています。当時の東柘植村は、毎年40〜50人の人口増加を記録していました。しかし、この大正7年に限っては、5人の人口減少となっています。報告書は、原因が「流行性感冒ノ猖獗」にあるとして、「一村衛生誌ニ特筆大書スベキ(特に記録に残すべき)ことだと記しています。

人口が減少するほどの流行に対し、阿山郡役所は各町村長に「流行性感冒ノ予防ニ関スル件」と題した文書を配布します。そこに示された予防策は、マスクの奨励、マスクを入手できない人への支給の検討、マスクを着用していない人の乗合自動車・劇場・寄席への乗車や入場を控えさせる指導などです。

啓発ポスターにもあるように、当時の予防策も「マスク」と「うがい」が基本でした。新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザが流行する季節を迎えようとしています。手洗いを含め、感染対策の基

明日に向かって ~差別をなくしていくために~

人権について考えるコラムです。

人権教育と啓発の推進が法律で定められて 20 年です
— ライトピアおおやまだ —

今年の12月6日で「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、20年が経過します。

この法律の施行により、人権教育と啓発の推進が法的根拠を持つことになりました。

法の下での平等を定める憲法第14条では「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により(略)差別されない。」となっていますが、この法律の第1条では、「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人種侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ(略)国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに(略)」となっています。

気づいた人もいるかと思いますが、この法律では憲法より「社会的身分」「門地」が先に記述されています。つまり、部落差別をはじめとする「出自

などによる差別の解消を強く意識していることがうかがえます。

また、第4条以下には国や地方公共団体、国民一人ひとりの責務が明記され、人権教育や啓発は「しなくても許される時代」から「しなくてはいけない時代」になりました。

さらに、この法律を受けて2年後に出された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、その冒頭で「人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調しても、し過ぎることはない」と記されています。

人権の世紀といわれる21世紀も、20年が経過しようとしています。この法律のもつ意味と重要性をそれぞれの立場で再確認したいと思います。

伊賀警察署だより



犯罪被害者支援をご存じですか

突然、事件や事故に巻き込まれた被害者やその家族の精神的苦痛は大変大きく、犯人検挙後も精神的・経済的な負担はなくなりません。

そこで警察では、被害に遭った人やその家族の負担を減らし、早期回復するために、次の支援を行っています。

- 医療機関への付き添い
- 2次被害防止の措置
- 捜査状況に関する情報提供

また、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者の早期回復や社会復帰を目的とした支援活動を実施しています。

犯罪被害者支援にご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

- 伊賀警察署 ☎ 21-0110
- 名張警察署 ☎ 62-0110
- (公社)みえ犯罪被害者総合支援センター
☎ 059-221-7830

忍者線(伊賀線)だより



安全で信頼される忍者線(伊賀線)であるために

多くの人の命を預かる公共交通は「安全」であることが絶対条件です。忍者線(伊賀線)では、市が所有する鉄道施設の保守業務を伊賀鉄道㈱へ委託し、安全性の確保に努めています。

線路にはさまざまな安全に関するルールがあり、少しでも異常があれば電車を運行させることはできないため、総延長16.6kmを定期的に保線職員が巡視し線路に異常がないか確認を行っています。



夜間の保線作業の様子

電車は、保線職員の日々の点検によって、安全な運行が支えられているのです。

ぜひ、整備された線路に注目しながら、忍者線に乗ってみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】

交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9694

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・かめやま

甲賀市

甲賀の茶と信楽焼のヒストリー —茶壺から汽車土瓶まで—

滋賀県一の生産量を誇る甲賀のお茶と信楽焼の関わりに焦点を当てた企画展を開催しています。水口会場では大物の茶壺や小物の煎茶器を作るための道具を中心に、土山会場では茶器と製茶工程を紹介します。



◆水口会場：水口歴史民俗資料館

【とき】 12月16日(水)まで ※木・金曜日休館
午前10時～午後5時

【ところ】 滋賀県甲賀市水口町水口 5638

【料金】 大人150円 小・中学生80円

◆土山会場：土山歴史民俗資料館

【とき】 12月6日(日)まで ※月・火曜日休館
午前10時～午後5時

【ところ】 滋賀県甲賀市土山町北土山 2230

【問い合わせ】

- 水口歴史民俗資料館 ☎ 0748-62-7141
- 土山歴史民俗資料館 ☎ 0748-66-1056

【問い合わせ】 甲賀市秘書広報課 ☎ 0748-69-2101

亀山市

かめやま街あかり ～ライトアップ&イルミネーション～

◆足湯庭園ライトアップ&関宿かるた行灯飾り

ライトアップした庭園と関宿を描いた行灯を楽しめます。

【とき】 12月13日(日)まで

【ところ】 亀山市関宿足湯交流施設「小萬の湯」
(亀山市関町新所 1974-1)

【点灯時間】 日没～午後8時

◆旧亀山城多門櫓 ブルーライトアップ

医療従事者への感謝を込めてブルーライトで照らします。

【とき】

12月5日(土)～2月28日(日)

【ところ】 旧亀山城多門櫓(亀山市本丸町 575-2)

【点灯時間】 日没～午後9時

詳しくは亀山市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

かめやま文化年プロジェクト実行委員会事務局
(亀山市文化共生グループ内)
☎ 0595-96-1223



【問い合わせ】 亀山市広報秘書G ☎ 0595-84-5021